所管課(室)名

都市政策課

道路維持課

農村整備課

理

建設企画課

築

議会事務局

交通指導課

課

課

監

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





## 目 次

◎告示

・都市計画事業の事業計画の変更認可

・道路の区域変更 (4件)

・道路の供用開始(5件)

◎ 公告

・土地改良区の役員の就任

・一般競争入札の参加者の資格等(2件)

測量の実施(3件)

測量の終了(5件)

・建築基準法に基づく総合的設計による一団地の認定取消し

◎ 議会告示

○長崎県議会面会人の手続規程の一部改正

◎ 公安委員会規則

○放置違反金の納付命令等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

◎ 選挙管理委員会告示

・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数

選挙管理委員会書記室

告 示

#### 長崎県告示第148号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 施行者の名称

諫早市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成21年長崎県告示第602号

長崎都市計画道路事業

3・4・231号 堀の内西栄田線

3 施行期間

自 平成21年6月5日 至 令和11年3月31日

#### 4 事業地

収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

## 長崎県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道 路 線 名 251号 道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
雲仙市小浜町南木指字小田崎平354番1地先から	前	8. 5~29. 5	63. 9	
雲仙市小浜町金浜字下本河内1560番1地先まで	後	8. 5~23. 4	63. 9	

#### 長崎県告示第150号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道 路 線 名 251号 道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
官公有無番地先(島原市有明町大三東甲993番)から	前	35. 2~60. 8	93. 1	
島原市有明町大三東甲996番地先まで	後	48. 2~61. 8	93. 1	

## 長崎県告示第151号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道 路 線 名 204号 道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
佐世保市江迎町上川内926番2地先から	前	10.4~14.8	25. 8	

佐世保市江迎町上川内926番 2 地先まで				
在EMITATE 17/11 1920用 2 20/13	後	13. 5~15. 2	25. 8	

### 長崎県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道 路 線 名 382号 道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
対馬市美津島町濃部字柳ヶ浦326番1地先から	前	15. 4~25. 8	30. 1	
対馬市美津島町濃部字柳ヶ浦343番5地先まで	後	17. 2~31. 1	30. 1	

## 長崎県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	官公有無番地先(雲仙市小浜町金浜字下本河内1564番1)から 雲仙市小浜町金浜字下本河内1560番1地先まで	令和6年3月15日

#### 長崎県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	佐世保市江迎町上川内973番4地先から 佐世保市江迎町上川内973番10地先まで	令和6年3月15日

## 長崎県告示第155号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	佐世保市江迎町上川内926番 2 地先から 佐世保市江迎町上川内926番 2 地先まで	令和6年3月15日

### 長崎県告示第156号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 長与大橋町線	西彼杵郡長与町高田郷字森ノ木711番2地先から 西彼杵郡長与町高田郷字森ノ木712番5地先まで	令和6年3月15日

## 長崎県告示第157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の 縦覧に供する。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道有川新魚目線	南松浦郡新上五島町奈摩郷字青砂ヶ浦1174番1地先から 官公有無番地先(南松浦郡新上五島町奈摩郷字青砂ヶ浦1176番6) まで	令和6年3月15日

## 公 告

## 土地改良区の役員の就任 (公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、小値賀土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

				就 任 役 員 理 事
	氏	名		住 所
松	本	充	司	北松浦郡小値賀町笛吹郷815番地1
尾	﨑	孝	Ξ	北松浦郡小値賀町中村郷408番地2
藤	永	拓	生	北松浦郡小値賀町浜津郷314番地6
升	水	光	治	北松浦郡小値賀町浜津郷605番地1

村	田	新	平	北松浦郡小値賀町柳郷834番地
前	田	常	夫	北松浦郡小値賀町柳郷687番地
福	﨑	市	郎	北松浦郡小値賀町前方郷3520番地1
近	藤	茂	樹	北松浦郡小値賀町前方郷3926番地2
大	田	_	夫	北松浦郡小値賀町前方郷675番地3
小	﨑	八良	<b>『</b> 治	北松浦郡小値賀町大島郷41番地1
山	田	定	稔	北松浦郡小値賀町大島郷7番地
				就 任 役 員 監 事
松	﨑	秀	利	北松浦郡小値賀町前方郷3710番地

## 一般競争入札の参加者の資格等(公告)

令和6年度において長崎県が発注する建設工事について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年長崎県規則第77号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法等を次のとおり定める。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 業種の区分
  - 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第2項に定める建設工事の種類による。
- 2 一般競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として 知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使 用する者
  - (3) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
  - (4) 令和4年7月1日以後を審査基準日とする法第27条の29の規定による総合評定値通知書を受け取っていない者
  - (5) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
  - (6) (4)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者
- 3 申請の時期

随時

- 4 申請の方法
  - (1) 申請書類
    - アー般競争入札参加資格審査申請書(建設工事)
    - イ 工事経歴書
    - ウ 営業所一覧表
    - エ 総合評定値通知書の写し(令和4年7月1日以後を審査基準日とするもので、一般競争入札参加資格審査申請の直前のもの)
    - オ 長崎県税の未納がない証明書の原本(長崎県内に営業所等を有する者に限る。)並びに消費税及び地方 消費税の未納がない証明書の原本(消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行ってい る者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明デー タシート(その3/未納税額のない証明用)を添付すること。)

電子納税証明書送付先アドレス s08010@pref.nagasaki.lg.jp

- カ 委任状 (建設業の許可を受けた営業所に権限を委任する場合)
- キ 建設業許可通知書の写し又は許可証明書
- (2) 申請方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#kengai

(3) 申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。

長崎市尾上町3-1

長崎県土木部監理課建設業指導班

(電話) 095-894-3015

(4) 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 一般競争入札参加資格の認定

2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。 2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、1の建設工事の種類ごとに一般競争入札 参加資格を認定する。

なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。

- 6 資格の有効期間及び更新手続
  - (1) 有効期間
    - 一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和7年3月31日までとする。
  - (2) 更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。

7 一般競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等(昭和53年長崎県告示第975号)の規定による工事の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

#### 一般競争入札の参加者の資格等(公告)

令和6年度において長崎県が発注する工事に関する調査、設計及び測量業務について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年長崎県規則第77号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法等を次のとおり定める。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
- 工事に関する調査、設計及び測量業務 2 一般競争入札に参加することができない者

次に掲げる者のいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

- (3) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (4) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者(加入義務のない者は除く。)
- 3 申請の時期

随時

- 4 申請の方法
  - (1) 申請書類
    - ア 一般競争入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
    - イ 営業に関し、法律上必要な登録の証明書
    - ウ 技術者経歴書
    - エ 長崎県税の未納がない証明書の原本(長崎県内に営業所等を有する者に限る。)並びに消費税及び地方 消費税の未納がない証明書の原本(消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行ってい る者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明デー タシート(その3/未納税額のない証明用)を添付すること。)

電子納税証明書送付先アドレス s08010@pref.nagasaki.lg.jp

- オ 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する書類
- カ 2(4)に該当しないことを証する書面
- (2) 申請方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#konsaru

(3) 申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。

長崎市尾上町3-1

長崎県土木部監理課建設業指導班

(電話) 095-894-3015

(4) 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

- 5 一般競争入札参加資格の認定
  - 2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。 2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、一般競争入札参加資格を認定する。 なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
  - (1) 有効期間
    - 一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和7年3月31日までとする。
  - (2) 更新手続
    - (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。
- 7 一般競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等(昭和53年長崎県告示第975号)の規定による工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

### 測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量(電子基準点測量) を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

## 基本測量実施の地域及び期間

	地	域	期	間
別紙のとおり			令和6年4月 令和7年3月	1日から 31日まで

## 別紙 (作業地域一覧)

都道府県名	地域	基本測量の種別
長崎県	長崎市	電子基準点測量
長崎県	佐世保市	電子基準点測量
長崎県	島原市	電子基準点測量
長崎県	大村市	電子基準点測量
長崎県	平戸市	電子基準点測量
長崎県	対馬市	電子基準点測量
長崎県	壱岐市	電子基準点測量
長崎県	五島市	電子基準点測量
長崎県	西海市	電子基準点測量
長崎県	雲仙市	電子基準点測量
長崎県	南島原市	電子基準点測量
長崎県	東彼杵郡川棚町	電子基準点測量
長崎県	南松浦郡新上五島町	電子基準点測量

## 測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎港湾漁港事務所長から公共測量(基準点測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量実施の地域及び期間

地	域	期	間
長崎県西彼杵郡時津町浦郷		令和6年3 令和6年4	月15日から 月12日まで

## 測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局

長から公共測量(基準点測量、路線測量、TS等現地測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。 令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期間
平戸市岩の上町			令和6年3月15日から 令和6年12月27日まで

## 測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から公共測量(MMSによる画像データ・レーザー点群データ計測)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 公共測量終了の地域及び終了日

	地	域	終了日
長崎県松浦市、佐々町、佐世保市			令和 5 年12月28日

## 測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量(基準点測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量終了の地域及び終了日

	地	域	終了日
長崎市 尾上町			令和6年2月15日

## 測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量(基準点測量、水準測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 公共測量終了の地域及び終了日

	地	域	終了日
西海市西彼町平原郷・白似田郷			令和6年2月28日

## 測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、愛津原土地改良区理事長から公共測量(確定測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年3月15日

## 長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量終了の地域及び終了日

	地	域	終了日
雲仙市愛野町 愛津原地区			令和6年2月28日

## 測量の終了(公告)

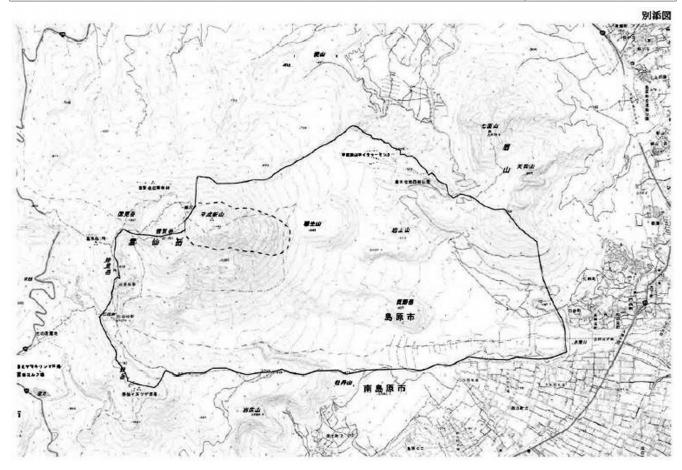
測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省 九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量(航空レーザー測量)を次のとおり終了した旨の通知があっ た。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量終了の地域及び終了日

	地	域	終了日
別添図に示すとおり			令和6年2月29日



## 建築基準法に基づく総合的設計による一団地の認定取消し(公告)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に基づき、総合的設計による一団地の認定を取り消したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 認定取消しの申請者 西海市長 杉澤 泰彦

取消しを行った区域の場所

西海市大島町楠地1605番地47の一部、1605番地48、1605番地49、1605番地64、1605番地67の一部、1605番地 75、1605番地76、1605番地77、1605番地78、1605番地79、1605番地80、1605番地81、1605番地82、1605番地83、 1605番地84、1605番地85

3 取消しを行った認定の番号及び認定年月日

認定番号 36建第494号

認定年月日 昭和36年7月17日

## 議会告示

#### 長崎県議会告示第1号

長崎県議会面会人の手続規程(昭和53年長崎県議会告示第1号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1 日から適用する。

令和6年3月15日

長崎県議会議長 徳永 達也

第1条 第2条及び第6条第1項を次の表のように改正する。次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分で ある。

> 改正後 改正前

(面会手続等)

- 第2条 議員に面会しようとする者は、面会申込書(様式第 | 第2条 議員に面会しようとする者は、面会申込書(様式第 1号) に所要事項を記入のうえ、係員に提出し、その指示 を受けなければならない。ただし、長崎県職員(県職員記 章又は名札 (所属・職名・名字) を着用している者に限 る。)、会派関係者(様式第2号に定める通行章を議会受付 に提示する者に限る。)及び報道関係者(様式第3号に定 める報道関係者記章又は身分を証するもの(社員証、腕章 等)を着用している者に限る。)は、この限りでない。
- 2 係員は、面会についての趣意を関係議員に連絡し、その 2 係員は面会についての趣意を関係議員に連絡し、その指 指示を受けその内容を面会人に知らせるものとする。 (面会章の交付)
- いては、様式第4号に定める面会章を交付するものとす
- 2 略

(面会手続等)

- 1号) に所要事項を記入のうえ、係員に提出し、その指示 を受けなければならない。ただし、長崎県職員(県職員記 章を着用している者に限る。)会派関係者(様式第2号に 定める通行章を着用している者に限る。)及び報道関係者 (様式第3号に定める報道関係者記章を着用している者に 限る。) は、この限りでない。
- 示を受けその内容を面会人に知らせるものとする。 (面会章の交付)
- 第6条 係員は、議会応接室及び議員執務室での面会人につ | 第6条 係員は議会応接室での面会人については、様式第4 号に定める面会章を、議員執務室での面会人については様 式第5号に定める面会章を交付するものとする。
  - 2 略

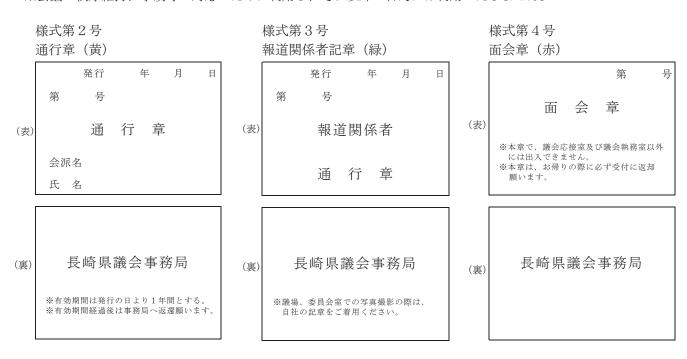
第2条 様式第1号から様式第4号までを次のように改め、様式第5号を削除する。 様式第1号

(A4の左半分とじ)

			面	会	申	ì	入 書				
				氏 名							
0	面	会 人		住 所 (市区町村)							
				勤務先又は所属団体名							
	面会を議員	希望するの氏名									
	面会を希	望する日間	Ė.	年	月	日	午前	F	寺		
				, 			午後	F	寺		
				応接室No.	未・	返	面会時間	自	時	È	分
0	<b>◇</b> ☆	<del>111</del>						至	時	È	分
	※摘	要		執務室No.	未・	返	面会時間	自	時	È	分
								至	時	È	分

※印欄には記入しないでください。

※会議の秩序維持、事故等の対応のために利用し、それ以外の目的には利用いたしません。



## 公安委員会規則

放置違反金の納付命令等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月15日

長崎県公安委員会委員長 安部 惠美子

## 長崎県公安委員会規則第5号

放置違反金の納付命令等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

放置違反金の納付命令等に関する事務取扱規則(平成18年長崎県公安委員会規則第16号)の一部を次のように 改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。 以下「法」という。)の規定に基づき、長崎県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) が行う放置違反金の納付 命令等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(放置違反金の納付命令)

#### 第2条 略

- 2 納付命令に係る放置違反金の納期限は、前項に規定する 納付命令書を発した日から起算して15日以内とする。
- 3 納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、第 1項の規定にかかわらず、別記様式第2号の放置違反金納 付命令公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うも のとする。

(弁明の通知)

#### 第3条 略

- 2 法第51条の4第6項に規定する弁明書の提出期限は、前 項の弁明通知書を発した日から起算して14日以内とする。
- 3 法第51条の4第7項に規定する弁明通知書の送達は、第 1項の規定にかかわらず、別記様式第4号の弁明通知公示 送達書により行うものとする。

(仮納付金の返還の通知)

第4条 法第51条の4第12項<u>の規定による通知</u>は、別記様式│第4条 法第51条の4第12項<u>に規定する仮納付金の返還</u>は、 第5号の仮納付金返還通知書に、別記様式第5号の2の仮 納付金返還請求書を添えて行うものとする。

(放置違反金の督促)

第5条 法第51条の4第13項の規定による督促は、第2条第 2項の納期限を経過した日から起算して20日以内に別記様 式第6号の督促状により行うものとする。

#### 2 略

3 督促を受けるべき者の所在が判明しないときは、第1項 の規定にかかわらず、別記様式第7号の督促公示送達書を 公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(納付命令の取消し等の通知)

第6条 法第51条の4第17項前段の規定による通知は、別記 │第6条 法第51条の4第16項に規定する納付命令の取消し及 様式第8号の放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書に より行うものとする。この場合において、同項後段に該当 するときは、別記様式第8号の2の放置違反金還付請求書 を添えて行うものとする。

(公示送達)

又は還付に関する書類の公示送達は、第2条第3項、第3 条第3項及び第5条第3項の規定によるものを除き、別記 様式第9号の公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して 行うものとする。

(債権管理簿への記載)

第9条 放置違反金の納付命令に関わる調停済みの債権でそ | 第9条 放置違反金の納付命令にかかわる債権で次の各号に の年度にその全部の履行がなされなかったものは、出納閉 鎖後遅滞なく、別記様式第11号の放置違反金債権管理簿に

改正前

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。 以下「法」という。) に基づき長崎県公安委員会(以下 「公安委員会」という。) が行う放置違反金の納付命令等 に関して必要な事項を定める。

(放置違反金の納付命令)

#### 第2条 略

- 2 納付命令に係る放置違反金の納期限は、当該納付命令書 を発した日から起算して15日以内とする。
- 3 納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前 第1項の規定にかかわらず、別記様式第2号の放置違反金 納付命令公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行う ものとする。

(弁明の通知)

#### 第3条 略

- 2 弁明の通知に係る弁明書の提出期限は、前項に規定する 弁明通知書を発した日から起算して14日以内とする。
- 3 法第51条の4第7項に規定する弁明通知書の送達は、前 第1項の規定にかかわらず、別記様式第4号の弁明通知公 示送達書により行うものとする。

(仮納付金の返還)

別記様式第5号の仮納付金返還通知書により通知して行う ものとする。

(放置違反金の督促)

- 第5条 法第51条の4第13項に規定する放置違反金に係る督 促は、第2条第2項の納期限を経過した日から起算して20 日以内に別記様式第6号の督促状により納付すべき期限を 指定して行うものとする。
- 2 略
- 3 督促を受けるべき者の所在が判明しない場合の督促状の 送達は、別記様式第7号の督促状公示送達書を公安委員会 の掲示板に掲示して行うものとする。

(納付命令の取消し等)

び同条第17項に規定する放置違反金の還付は、別記様式第 8号の放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書により行 うものとする。

(公示送達)

第7条 法第51条の4第18項に規定する放置違反金等の徴収 | 第7条 法第51条の4第18項に規定する放置違反金等の徴収 又は還付に関する書類の公示送達は、第2条第3項、第3 条第3項及び第5条第3項の規定によるもののほか、別記 様式第9号の公示送達書により行うものとする。

(債権管理簿への記載)

掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める時期に 別記様式第11号の放置違反金債権管理簿に記載するものと 記載するものとする。

2 略

(期限の特例)

- 定する期限の末日が次の各号のいずれかに該当するとき は、その翌日を当該期限の末日とみなす。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる 日を除く。)

(細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、放置違反金の納付命 第11条 その他必要事項については、警察本部長が別に定め 令等に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定め る。

- (1) 履行期限の到来するまでの期間が2会計年度以上にわ たる債権については、当該債権が発生し、又は県に帰属 したとき。
- (2) 調定済みでその年度にその全部の履行がなされなかっ た債権(前号に該当するものを除く。)については、出 納閉鎖後遅滞なく。

(期限の特例)

第10条 第2条第2項、第3条第2項及び第5条第2項に規 第10条 第2条第2項、第3条第2項及び第5条第2項に規 定する期限の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する 法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで <u>の日になる場合は、これらの日の翌日をその期限とみな</u>

(細目への委任)

る<u>ものとする</u>。

別記様式第1号中「同封の納入通知書により下記の納期限までに」を「下記の納期限までに同封の納付書によ り、」に、「完納された後、」を「完納された後に」に、

		0	納人 連知書	₹領収祉 <del>·</del>	書記載(	ソ金帽	<b>性機関</b>				2	
Γ										]		
	納付の場所	納フ	八通知書裏面記	記載の納	入場所						K,	
Γ.										_]		
	納付命令の理由	0	違反日時	年	月	日	午	時	分		を	
[	納付命令の理由	0	違反日時	年	月	日		時	分		KZ,	
						[			照	会	先	
Γ;	納付しない場合」	を「	が付しない:	場合は」	に、		崎県警	警察本音	邓交通 095-	部3 820	新市尾上町3番3号 を通指導課駐車対策室 -0110 F後5時45分まで)	を

照会先

に改め、「なお、完納された後、この放置違反金納付命令が届い

た場合は、行き違いですので、御了承願います。」を削る。

別記様式第2号を次のように改める

別記様式第2号(第2条関係)

第号

# 放置違反金納付命令公示送達書

道路交通法第51条の4第4項の規定による下表に掲げる者への放置違反金の納付命令に関し、同条第5項に規定する納付命令書の送達が不能であるため、同法第51条の4第18項の規定により公示します。

なお、納付命令書は、

に保管していますので、

放置違反金の納付命令を受けるべき者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

## 長崎県公安委員会 印

放置違反金の納付命令を受けるべき者の氏名	件	名	
	放置違反金の納付命令 (第		号)
	(%)		7)

(注) この公示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号(第3条関係)

(表)

第 号 年 月 日

弁 明 通 知 書

様

長崎県公安委員会 印

あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので、通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結 させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。

記

この弁明通知書の番号	第
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
予定される納付命 令 の 内 容	金 円の放置違反金の納付命令

根 拠 と な る 法 令 の 条 項	道路交通法第51条の4第4項
納 付 命 令 の 原因となる事実	下記のとおり、あなたが使用する車両が放置車両と認められたこと。  〇 違反日時  ○ 違反場所  ○ 違反車両番号  ○ 違反態様
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日必着
備考	上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。

### (注) 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
- 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて 提出してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

(裏)

## 1 早期に手続を終結させたい方へ(仮納付制度)

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされますので(道路交通法第51条の4第11項)、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます(道路交通法第51条の4第12項)。
- 2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所
  - (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日(表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日)です。 仮納付の期限経過後は、同封の納付書による納付はできません。
  - (2) 仮納付の場所は、保管金払込書裏面記載の納入場所です。
  - (3) 仮納付するときは、同封の納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。

なお、分納はできません。

(4) 公示による納付命令の場所

長崎県公安委員会の掲示板(長崎県長崎市尾上町3番3号所在)

(5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。

照	会	先		

~車検拒否制度及び車両の使用制限命令に関するお知らせ~

1 車検拒否制度

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検 拒否の対象となります。

2 車両の使用制限命令

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号(第3条関係)

第号

# 弁明通知公示送達書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。 なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、

に保管しておりますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

長崎県公安委員会 印

記

- 1 弁明書の提出先
- 2 弁明書の提出期限

年 月 日まで

3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を<br/>受ける者の氏名弁明の<br/>伊名件名放置違反金の納付命令に関する件

	(第	号)

(注) 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して14日を経過したときに、当該通知の送達があったものとみなされます。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号(第3条関係)

(表)

第号

年 月 日

仮納付金返還通知書

様

長崎県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)」については、下記の理由により、納付命令をしないこととした ので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。

また、あなたから仮に納付されている下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」に、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

 理
 由

 金
 額
 円

(裏)

## 仮納付金返還請求書記載要領

- 1 記載日、住所、電話番号及び氏名を記入し、押印の上、下記の事項を記入してください。
- 2 口座振込みによる返還 下記事項を記入してください。
  - (1) 振込先金融機関店舗名(郵便局を金融機関として指定することはできません。)
  - (2) 振込口座名(普通預金又は当座預金を指定してください。)及び口座番号(請求者ご本人の口座に限ります。)
- 3 振込先金融機関を指定できない方は、次の照会先に照会してください。

照会先	
別記様式第5号の次に次の1様式を加える。 別記様式第5号の2 (第4条関係)	

仮納付金返還請求書

長崎県知事 殿

年 月 日

 〒

 住所

 電話( ) 

氏 名 即

金額 円

上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。

記

1 振込先金融機関店舗名

銀行 支店

2 振込口座名(カタカナ)

(普通・当座) 口座番号

(注) 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話は携帯電話番号等昼間に連絡がとれる番号 を記載してください。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号(第5条関係)

第 号

年 月 日

様

長崎県公安委員会 印

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により放置違反金の納付を命じましたが、その納期限 年 月 日)を経過しても現在まで納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納期限までに同封の納付書により、早急に納付してください。

指定納期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項に規定する地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後にこの督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年 度	弁明通	知書の番号	放置違反金	
	第	号		円

指定納期限	年 月 日	で
納付場所	納入通知書裏面記載の納入場所	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として(訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

- (注) 1 上記の放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、自動車検査証の返付拒否の対象となります。
- (注) 2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記の納付場所でお納めください。 納付した場合は、領収証書が当該放置違反金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の 上、自動車検査(車検)を受ける際に提示してください。

照	会	先		

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号(第5条関係)

第 号

# 督促公示送達書

道路交通法第51条の4第13項の規定による下表に掲げる者への放置違反金に係る督促状の送達が不能であるため、同法第51条の4第18項の規定により公示します。

なお、督促状は、

に保管していますので、

督促を受けるべき者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

# 長崎県公安委員会 印

督促を受けるべき者の氏名	件	名
	放置違反金納付命令	
	(第	号)

(注) この公示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号(第6条関係)

(表)

第 号

年 月 日

# 放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書

様

長崎県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令(第 号)については、下記の理由 により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」に、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理	由	
金	額	円

(裏)

## 放置違反金還付請求書記載要領

- 1 記載日、住所、電話番号及び氏名を記入し、押印の上、下記の事項を記入してください。
- 2 口座振込みによる返還

下記事項を記入してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名 (郵便局を金融機関として指定することはできません。)
- (2) 振込口座名(普通預金または当座預金を指定してください。)及び口座番号(請求者

ご本人の口座に限ります。)

3 振込先金融機関を指定できない方は、次の照会先に照会してください。 照会先

別記様式第8号の次に次の1様式を加える。

		置違反金還	11 hu 41, E	=		
大崎県外	事殿					
				年	月	日
			<b>〒</b> 住所	_		
			電 話(	)		
			氏 名			印
上記金	<b>注額について、下記の</b> 和	弘名義の口座に銀行 記	「振込みの取扱」	いをされた	く請求しる	ます。
				<del></del>		
2 振辺	公先金融機関店舗名 公口座名(カタカナ) 斉通・当座)口座番号	<u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u>	<b>限行</b>	<u>支店</u> 		

別記様式第9号を次のように改める。 別記様式第9号(第7条関係)

> 第 号

# 公示送達書

次の書類は、送達が不能であるため、道路交通法第51条の4第18項の規定により公示します。

なお、書類については、 に保管しています ので、送達を受けるべき者は、来訪の上、受領してください。 年 月 日

長崎県公安委員会 印

送達を受けるべき者の氏名	書 類 名	件	名
		放置違反金納付命令 (第	号)

(注) この公示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号(第8条関係)

第 号 号

様

長崎県公安委員会 印

# 車両使用者等照会書

道路交通法第51条の4第4項の規定を施行するため必要があるので、下記車両番号(標識番号)に関する別紙回答書の項目につき、回答されたく道路交通法第51条の5第2項の規定により照会します。

記

番号	車 両 番 号 (標識番号)

	照 会 先			
別紙(別記様式第10号関係)	£	手 月 日		
長崎県公安委員会 殿		г л н		
		印		
車両使用者等回答書				
年 月 日付け 第 号の照会依頼について、次のとおり回答します。 記				
書 (標識番号) 使用者	所者との異の異ない。	届出日		
7リガ'ナ 氏名 住所 (所在地)	車名 異 1 左記住所(所	在地) 年		
<b>T</b>	· 車台番号 2	月日		
電話 7リガナ 氏名	車名 異 1 左記住所(所			
住所 (所在地) <b>〒</b>	・ 車台番号 2	月日		
電話	同			
照会取扱者	回答取扱者			

## 別紙継紙(別記様式第10号関係)

	フリカ・ナ		車名				
	氏名	異		1	左記住所(所在地)		
	住所 (所在地)						年
	〒	•	車台番号	2			
						月	日
		同					
	電話						

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

## 選挙管理委員会告示

## 長崎県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和6年3月15日

長崎県選挙管理委員会 委員長 渡邊 敏則

1 2	50分の1の数 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と 40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を	21, 733	人
	乗じて得た数とを合算して得た数	235, 832	人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数		
	長 崎 市	112, 657	人
	佐世保市・北松浦郡	70, 548	人
	島 原 市	11, 888	人
	諫 早 市	37, 164	人
	大 村 市	26, 561	人
	平戸市	8, 154	人
	松 浦 市	5, 909	人
	対 馬 市	7, 956	人
	壱 岐 市	6, 903	人
	五島市	9, 972	人
	西海市	7, 185	人
	雲 仙 市	11, 533	人
	南島原市	11, 966	人
	西彼杵郡	18, 950	人
	東彼杵郡	9, 787	人
	南松浦郡	5, 090	人

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

重通 (八九五) 二一一四 電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 寺 田 宏 弥印刷所 長崎市樺島町八番十二号 株式会社 クイックプリント

-266 -